

長久手市建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市契約規則（昭和46年長久手町規則第12号）に定める一般競争入札及び指名競争入札について、長久手市があいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（CALS／EC） あいち電子自治体推進協議会が運用する入札参加資格登録、指名通知、入札、開札、結果の公表等の事務手続をインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム
- (2) 電子入札システム 長久手市及び長久手市が実施する建設工事等の入札参加者が、インターネットを利用して入札に関する事務手続を処理するシステム
- (3) 電子入札 電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により執行する入札手続
- (4) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続
- (5) 建設工事等 建設工事及び設計測量等委託業務で、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規約で規定する利用対象業種
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカード
- (7) 入札担当者 電子入札システムを利用する契約案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員

(対象工事等)

第3条 対象となる建設工事等は、一般競争入札及び指名競争入札に係る建設

工事等のうち、建設工事において設計価格130万円を超えるもの及び設計測量等委託業務において設計価格50万円を超えるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。なお委託業務であっても、建設工事の業種から業者選定したものについては、建設工事に含めるものとする。

(利用者登録)

第4条 入札参加者は、ICカードにより電子入札システムに企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報を登録しなければならない。

2 前項により登録したICカードが失効した場合は、新たに取得したICカードにより、再度利用者登録を行うものとする。

3 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義)

第5条 ICカードの名義人は、長久手市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された入札参加者の代表者又は代表者から入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)とする。

2 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人によるICカードの再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。

(案件登録)

第6条 入札担当者は、電子入札により実施することとした入札案件について、その概要を電子入札システムに登録するものとする。

2 前項の登録後、その内容について錯誤があった場合は、登録を取り消す旨の追記入力を行い、これとは別に新規案件として改めて登録し直すものとする。

3 追記入力前に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、電話等の確実な方法で連絡を取り、必要に応じて技術資料を再提出するよう依頼するものとする。

(一般競争入札参加資格確認申請書等の提出)

第7条 入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「参加資格確認申請書」という。)の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上

で、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。この場合、ファイルの容量は、1MB（メガバイト）以内とする。また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用するアプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2003 形式以下
Microsoft Excel	Excel2003 形式以下
その他	PDF ファイル（Acrobat6 以下） 画像ファイル（JPEG、TIFF 又は GIF 形式） 圧縮ファイル（Lzh、Zip 又は Cab 形式。ただし自己解凍形式（EXE 形式）は認めない。）

- 3 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は、紙媒体で郵送により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

- 4 入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、参加資格確認申請書等受付締切日時までに再提出の申入れを行い、承認を得た場合に限り資料の再提出ができるものとする。

- 5 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。入札担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合、直ちに閲覧を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

（入札書の提出）

- 第8条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要事項を入力し、電子署名を付した上で電子入札システムにより提出しなければならない。

2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告、指名通知書等に記載された日時とする。

3 予定価格が事前に公表されていない案件で、再度入札の必要がある場合の入札書受付締切日時及び開札日時は、市長が指定するものとする。この場合において、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(工事費内訳書及び単価契約入札内訳書)

第9条 工事費内訳書(様式第5)又は単価契約入札内訳書(様式第6)の提出が必要な案件では、電子入札システムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとする。また、工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、第7条第2項に準ずるものとし、ファイル数は1ファイル、その容量は1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第7条第3項に準ずるものとし、提出期限は入札書受付締切日時と同一とする。

(紙入札での参加)

第10条 電子入札案件において、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合は、紙入札により当該電子入札案件に参加することができる。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合
- (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
- (3) パソコン等のシステム障害により電子入札システムに接続できない場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

2 前項により紙入札での参加を希望する入札参加者は、受付締切日の長久手市役所開庁時間中までに紙入札参加承認願(様式第1)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項により紙入札参加承認願が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、紙入札参加審査結果通知書(様式第2)により通知するものとする。

4 前項の規定により、紙入札での参加が承認された入札参加者は、次に定め

る方法で紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑

契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者又は受任者の印鑑とする。

(2) 入札書

紙入札書（様式第3）を使用する。

(3) 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要する案件については、紙入札書とともに紙媒体により工事費内訳書を提出する。

(4) 締切日時

参加資格確認申請書及び紙入札書の受付締切日時は、電子入札における当該締切日の長久手市役所開庁時間中までとする。

（入札の辞退）

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加承認願を提出し、承認を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届（様式第4）を提出するものとする。

（開札）

第12条 入札担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙による入札者がある場合は、紙入札書を電子入札システムに入力した後、開札を行うものとする。

2 入札参加者が開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

3 入札担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

4 入札担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。この際、くじ番号の入力又は記載がない場合は、入札担当者が到着順に電子入札システムの自動生成機能を用いて、くじ番号を決定するものとする。

(入札の無効)

第13条 次に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (3) 他人のICカードで名義人になりすまして入札に参加しようとした場合等、ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (4) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (5) 工事費内訳書の提出が必要な入札案件において、工事費内訳書の提出がない入札及び工事費内訳書に記載のない入札
- (6) 単価契約入札内訳書の提出が必要な入札案件において、単価契約入札内訳書の提出がない入札及び単価契約入札内訳書に記載のない入札

(責任範囲)

第14条 電子入札において、参加資格確認申請書、入札書等は、送信データが電子入札システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、参加資格確認申請書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第15条 入札担当者は、電子入札システムの障害、広域停電等のために電子入札の執行が困難となった場合は、状況を調査するとともに復旧の見込み等を総合的に判断し、次に定めるところにより対応する。

- (1) 短期の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合は、参加資格確認申請書等受付締切日時を変更し、参加資格確認申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するものとする。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合は、紙入札に変更し、参加資格確認申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するものとする。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は、有効なものとして取り扱い、再度の交付又は提出を要しないものとし、すでに送信された入札書がある場合は、開札せず無効として取り扱い、改めて紙入札書を提出させるものとする。

(その他)

第16条 電子入札の詳細な操作手順については、電子入札システムの操作手引書によるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。ただし、施行日から平成21年3月31日までにおいては、第3条の規定にかかわらず、町長が電子入札で行うものとして決定した建設工事等の入札案件に適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の長久手市建設工事等電子入札実施要領第9条及び第13条の規定は、平成29年度以降の年度分の電子入札システムを使用した入札について適用し、平成28年度までの電子入札システムを使用した入札については、なお従前の例による。